

誓 約 書

健康保険任意継続被保険者の資格取得申請にあたり、下記事項を守り、保険料納入については、特に納付期限を厳守し、迷惑をかけないことを誓約します。

なお、当組合の指定する納付期日までに保険料を納入できなかった場合は、被保険者資格を喪失されても一切異議申立はいたしません。

記

1. 被保険者の加入期間は2年間であって、資格喪失事由は次のとおりであり、該当した場合は遅延なく連絡いたします。
 - ① 被保険者となってから2年を経過した時は、その翌日
 - ② 被保険者が死亡したときは、その翌日
 - ③ 保険料納付期限（当月の10日）までに納付しないときは、その翌日
（ただし、10日が土日曜日・祝日の場合はその翌営業日）
 - ④ 健康保険、共済組合または船員保険の被保険者となったとき
 - ⑤ 被保険者でなくなることを希望する旨の申し出をしたときは、その申し出が受理された日の属する月の翌月1日
2. 保険料は、指定された納付期限（毎月払いの場合は当月10日）までに必ず納付いたします。
3. 被保険者又は被扶養者が資格を喪失した時は、速やかに被保険者証を返納いたします。

令和 年 月 日

帝石健康保険組合 理事長 殿

氏名 _____ ⑩

※裏面のその他留意事項もご確認ください。

<その他留意事項>

- ・資格取得申請書を提出後、初めて納付すべき保険料を納付期日までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者への加入は認められません。（健康保険法第37条）
- ・加入時最初の保険料は、振込または現金書留送金となります。
（銀行口座からの引落としはできません。）
- ・保険料の銀行口座引落を選択され、口座残高不足等で引落としができなかった場合は、別途、納付期日までに当該保険料を送金により納付していただきます。
- ・保険料の送金（現金書留・振込）手数料及び提出書類にかかる郵送料については、全て被保険者負担といたします。
- ・年度により保険料が変更になる場合があります。
- ・任意継続資格取得と同一月に再就職した場合は、1ヶ月分の保険料を徴収します。
- ・再就職された場合は、再就職先で交付された被保険者証の写しを提出していただきます。
- ・届出事項（住所・扶養家族・給付金の振込口座等）に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。
- ・任意継続加入期間中、被扶養者の検認について、公的証明書の提出を求めることがあります。
- ・75歳到達により後期高齢者医療制度に該当された場合及び任意継続期間（2年間）満了時には「資格喪失証明書」を交付しますので、速やかに国民健康保険等の加入手続きを行ってください。
- ・資格喪失後に被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合は、当組合負担分を返還請求いたします。（健康保険法第58条1項）

以 上